

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年9月7日 午前9時58分～午前11時18分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春二 議員 井上 勝博

○説明のための出席者

議会事務局長 田上 正洋 議事調査課長 道場 益男

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳一
議事調査課長	道場 益男	主 幹	久米 道秋
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一	議事グループ員	柳 裕子

○審査事件等

- ・ 緊急質問の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）皆さん、おはようございます。まだ台風等で片づけやいろいろ自治会とかを含めて御苦労あると思いますけども、本日、先般の議会運営委員会で緊急質問の取り扱いについていろいろ御協議をいただきました。それで、緊急質問の質問通告が出てまいりましたので、本日はその判断を緊急質問として認めるのか認めないのかということ等につきまして御協議をいただくということで、議会運営委員会をお願いいたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

△緊急質問の取扱いについて

○委員長（大田黒 博）それでは、緊急質問の取扱いについてを議題といたします。

まず、事務局に資料の説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料1をごらんいただきたいと思います。緊急質問についてでございますが、今回の臨時会に際しまして、3人の議員の方から緊急質問の質問通告書が提出されております。申し合わせに基づきまして取り扱いを御協議いただくというものでございます。

通告のありました議員につきましては、1番に書いてありますとおり、森満議員、井上議員、佃議員の3人の議員でございまして、通告内容等につきましては、川内原子力発電所に係るものでございます。再稼働に関するものや避難訓練等に関するものでございます。

通告書の具体につきましては、別添のほうに写しのほうをつけてございますので、そちらのほうで確認をしていただければというふうに考えるところでございます。

また、今回の協議事項につきましては、まず1点目が緊急性等の有無についてでございます。

会議規則のほうでございますけれども、「質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるとき」に緊急質問ができるという規定がございます。このため、今回議運におきましては、それぞれの質問ごとに緊急性等の有無というものを客観的に御判断いただく必要がございます。

参考として、他議会等の対象といたします基準等を挙げてございますが、四角囲みの1番目が、北海道議会の事例として挙がっていたものでございますけれども、3点ございますが、1点目が、災害時の突発的事態で、その措置が特に緊急を要する場合、2点目が、事態が差し迫って、即刻臨機の措置を必要とする場合、その他緊急性等が真にやむを得ない場合というものが対象となるような基準が挙がっていたところでございます。

また、参議院の先例として紹介があったのが、緊急質問はなるべく委員会における質疑にかえるよう委員会の活用に努めるといったこと、2点目で、委員会に付託された議案等に関する緊急質問は、これを行わないこと、3点目が、同様の内容を持つ緊急質問は重複を避けるといったようなこと等が留意事項として挙げられるようになってございます。

また、お書物にも書いてございましたが、イにありますとおり、臨時会における緊急質問については、例外的に認められるものであるといったことから、緊急性の範囲を拡大し、一般質問との区別がつかなくなるようなことがあってはならないといったような記載もされていたところでございます。

資料の(2)、裏面・2ページにつきましては、緊急性が認められた場合の具体的な取り扱いについてでございますので、これは後ほど緊急性の御判断をされた後の説明にさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いします。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局から説明がありましたが、説明、資料に関して、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、3名の議員から緊急質問通告書が提出されておりますが、まず進め方についてお諮り

します。今回の確認に際して、それぞれの議員の退席が必要であるか、御意見はありませんか。退席はよろしいですね。

[「それ必要ない」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 必要ない、いいですか。それぞれの議員の質問内容を確認する前に、提出議員から緊急質問の理由等を述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） それでは、緊急質問の理由を述べていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、緊急性等の有無の確認については、提出順に通告理由を含めた項目全体に関する意見の開陳を行った後、項目ごとに緊急性等を判断していただきたいと思いますが、そのように進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、そのように進めることといたします。

まず初めに、森満議員の緊急質問ですが、通告理由を含め、項目全体について説明をお願いします。

○議員（森満 晃） おはようございます。今回、緊急質問を出させていただきました。

まず、通告の理由としまして、一番下のほうに書いてありますが、川内原子力発電所の1号機の再稼働後、済みません、ここ約2カ月後ということで、地元と協議している間でしたので、もしかすると10月中旬ということでちょっと時期がずれるかと思いますが、2号機の再稼働において。今回、1号機の再稼働に対して反対運動等がありまして、滄浪地区、寄田地区の住民の方々が、県道43号線の封鎖だとか、そういった形で非常に迷惑が起きました。また、久見崎海岸においても、非常に大きな、大音量のコンサートが開かれたりだとか、あと墓地の無断の水道の使用だとか、ペットボトルの放置だとか、これまで本当に地元の方も我慢してこられましたけど、もう今回は本当に怒り心頭ということで、薩摩川内市、あと鹿児島県に対しまして意見・要望書も出され、それを踏まえて、私のほうにも強くやはり抗議をしていただきたいということで、今回この意見・要望書、そして、またこれが12月の定例会であれば間に合いませんので、緊急性を必ず要するだろう

ということで提出させていただきました。

以上です。

○委員長（大田黒 博） 森満議員の場合は、1として川内原子力発電所1号機の再稼働に関する抗議行動の対応についてということで、（1）から（5）の中にこの内容が含まれてるかと思ひますので、項目1、全体としての一括した扱いで行きたいと思ひます。質疑、意見をお出しください。

○委員（谷津由尚） 項目1、大きな1で、あと（1）から（5）まであるんですけど、2号機の再稼働時期も迫っているということから、12月の本会議には時間的には間に合わないだろうということもありまして、十分に緊急性を満たしていると判断します。

以上です。

○委員長（大田黒 博） ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹） 1号機にかかわる、なぜかというような1番の問題やら、ちょっともう過去の問題を尋ねているというところがあって、これが後々にずっとつながるんでしょうけど、その辺はどういう展開になるのかな。本人から説明がありゃ一番いいけれど。

○委員長（大田黒 博） その点、森満議員、どうでしょうか。

○議員（森満 晃） やはりこれ、また2号機の再稼働においても同じことが繰り返すようであれば、これはまた問題であり、地元としても本当にこれはもう大迷惑しますので、そういった意味でも、ここでの緊急提言ということになります。

○委員（川添公貴） 緊急質問ちゅうのは、むやみやたらにやるもんじゃないちゅうことは頭に置いていただきたいと思ひます。

ここの事例として、災害等についてやるという部分について、時間的いとまがなかったんで、私は自分自身で取り下げたわけですけど、本来なら、ああいうのが緊急質問であると思ひます。

そう鑑みますと、あの寄田、高江、久見崎、等々で起こった事象ですね、近隣の方については、一つの災害状況と一緒に感じて受けたわけですよ。道路は通れない、通勤はできない、自然破壊はする、そう思ってたんで、災害の一種と判断するならば、次の災害を防ぐために質問するという観点で捉える必要があるのかなとは思ひます。

過去の事象をどうこうと、緊急質問については、

あった事象に対していかに緊急なのかっていうことを判断するところなんで、それからすると、最初に言ったんですけど、そういう、私は個人的にはそう思うんですけど、出された以上は、あと何分という時間もこれから審議されると思うんですけど、簡潔明瞭に5分、10分で済ませていただくという方向性でもいいんじゃないかなとは思いますが。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）ありませんね。認めないという方はおられませんね。

それでは、項目1、（1）から（5）を含めるものですが、緊急性ありということで確認したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、井上議員の緊急質問であります。通告理由を含めた説明をお願いいたします。

○議員（井上勝博）鹿児島県は、伊藤知事が12月に避難訓練を行うということで記者会見で発表をし、同じ記者会見の中で、避難計画はほぼパーフェクトというふうに発言をされております。そうすると、具体的な問題についても、どうなってるかということについてはやはり説明ができるという段階であると。また、そのことについては、今まで特別委員会でも十分な説明がされておませんでした。

そこで今回、緊急質問の場でこの問題について緊急に質問する必要があるというふうに考えました。

やはり市民の間では、この避難訓練がパーフェクトだと思っている人たちというのは、ほとんどいないと思うんですね。にもかかわらず、こういうことになっているのであれば、やはりちゃんと明らかにしておく必要があるし、また今後の避難訓練でその検証をする必要があるというふうに思っています。緊急質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（大田黒 博）只今、説明がありましたが、質疑、意見をお出してください。

○委員（川添公貴）これは井上議員が常日ごろ

から一般質問されてる内容とほぼ類似してるということが1点。

次に、鹿児島県知事が12月の末に避難訓練をしたいということをおっしゃってたんで、いつ開催されるかわかりませんが、12月の一般質問でも間に合うんじゃないかっていうことが1点。

それから、仮に伊藤知事の発言を受けて緊急にしたいということであるのであれば、気になるのが、8番、9番、それから6番、7番、これは本当に井上議員が緊急と感じたんでしょうけど、知事の発言を受けて、じゃ避難計画をどういう形でやるのかっていうのであるならば納得するんですけど、こりゃ全て過去、それから特別委員会等で発言してる内容であって、特にそう急ぐべき問題ではなからうかとは思いますが。

ですから、伊藤知事の発言を受けた避難計画の概要について特に知りたいというようなことであるのであれば、発表前に要望等は出すべきだろうと思うんで、そりゃいたし方ないかなとは、百歩、二百歩譲っても思うんですけど、この全てが緊急が要しているものとは私にはちょっと受けとめられません。

それと、予定時間35分って、これ一般質問の時間です。当初、この前、申し合わせで5分から10分ということになってたんで、そもそも、先ほど間違っって一般質問とおっしゃったですか、本人は一般質問なんです、一般質問。本人は一般質問なんです。だから、あえてさっき言いましたように、繰り返しますが、避難計画の概要についてとかいうのであれば、二百歩譲っても構わないけど、ここについては、やはり特別委員会もありますし、一般質問もあるから、そこでやるべきだと思います。

以上。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（谷津由尚）今回は臨時会という名目になっているわけですけど、実は9月の本会議がなくなったということで、定例会が予定どおり開催された中での臨時会というシチュエーションとはまたちょっと違うところから、前回も言いましたが、その点は最大限参酌すべきだろうというふうには思っています。

この井上議員の緊急質問の内容ですけど、12月の末には知事は避難訓練をやるとおっしゃってまして、ただ、12月の定例会では、訓練の

中に反映させる、させないという時間的ないとは
はないだろうということで、そういう意味では緊
急性があるとは認めます。認めるんですが、全部
見たときに、ちょっとこの各論でも言っても、こ
れはもう12月の一般質問で定例的にやっていく
べきじゃないかと。つまり、避難計画というのは、
いつも我々が言うてますように、継続的に内容を
充実させていくべきものだということであって、
だからちゅうて、何もしないというわけじゃない
んです。どんどん継続的に対策をとって、手を打
って、内容を変えて成熟させていくということは
必要なんですけど、そういう、今言いました三つ
のことから判断をしますと、やったとしても4番
と6番が適正ではないかと。4番については、こ
の避難の調整システム、避難の途中でどうやって
住民に避難先が変わった場合の情報を伝えて誘導
する手段という、ここがまだ、この点は重要だろ
うと、ここは。この点とスクリーニングポイント
の位置を明確に決めるという、この2点は重要で
はないかと。あとは、定例会の一般質問の中でや
っていただければいいのではないかというふうに
思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんね。

○委員（川添公貴）基本的なことを1点。

定例会が流会をして、臨時会が今回開かれるん
ですけど、定例会は条例の中で年4回って定めら
れているわけですよ。定例会は流会したんだから、
あくまでも臨時会は臨時ですよ、臨時会で
すから。定例会が臨時会に置きかわったんだよっ
ていう考え方は、これはちょっと間違いだろうと
思います。やはりしっかりと定められた常会と臨時
とあるわけなんで。臨時会は臨時として受けと
めていかないと、今後も定例会においても臨時会
においても、こういう形で緊急質問をばんばん出
されるんかという問題が出てくるし、きちっと整
理をしとかないかん。この前も言おうと思ったん
だけど、黙ってたんですけど、やはり事実上置き
かえたにしても、やはり臨時会っていう特性と定
例会という特性はしっかりと踏まえた形でやらな
いといけません。それがあえてここに、資料1の
一番下部の2の(1)のイに書いてあるように、
しっかりと理解しなきゃいけないということ
を踏まえて、いろいろ準備をしていただきたい
と思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかに。

○委員（谷津由尚）私に対する御指摘だと思
いますが、参酌すべきというのは事実だと。私は参
酌すべきだというのは本音なんです。ただ、だ
からちゅうて、その緊急質問のその定義あるいは
その考え方を、間口を大きく広げて対応すべきと
いう、そこの判断基準は左右するものではないと
思っています。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）確かに議会の中では、定例
会とか臨時会とか、それぞれ呼称があるけれども、
議員本来のスタンス、議員として何をすべきか
という、これはまた許される範囲できちっと
当局の姿勢を確かめていく、また提案をしていく、
こういったことが議員としての職責ということに
なるんだけれども。そういった面で、井上議員は
井上議員として避難問題については、これとこれ
と、これについてはやっぱり緊急な問題がある
というふうな判断があったというふうには思
います。別に擁護してるわけじゃなくて、その
辺のところを、指摘があったところ、指摘が
なかったところ、それぞれあったよう
ですので、もう1回参酌をして
いただいて、整理して、どれと
どれを出すというふう
にされたほうがいいと、
そういうふうに思
います。全部を否定している
わけではないので、
ぜひそういう形でできたら
いいのかなというふう
に思います。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）私は個別に、井上議員
のこの質疑に対してですが、今るお話があるよ
うに、12月に避難訓練をするという県知事の発
言に対して、避難訓練に何らかの、いわゆるこ
ういう形の部分も参酌すべきではないかという意見、
要望を挙げるとするならばこの時期しかないとい
う判断のもとに、一応緊急性があるということで、
今、佃委員がおっしゃるように、中身について
もう少し緊急性を絞り込む必要はあるというふう
な考え方を持ってますが、そういう緊急性とい
うことでお認めされてもいいのではないかとい
うふうに考えます。

以上です。

○委員長（大田黒 博）それでは、1項目から
一つずつ行きたいと思いますが。そういうふう

させていただきたいと思います。

まず、項目1についてでございます。質疑、意見をください。お願いします。

○委員（谷津由尚）重要度があるのはもう全部一緒ですが、あえて今回のこの緊急質問ということに反映、照らして考えますと、これは1については、12月の定例会もしくは継続的に進めていくべきことと思いますので、緊急性はないと判断します。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。緊急性はないという意見ですが、ほかにございませんね。

それでは、項目1については、緊急性はないということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、1は緊急性はないということで、項目2に入りたいと思います。項目2について、質疑、意見をお出しください。

○委員（谷津由尚）1と同様です。この施設の避難については、非常に重たい課題がまだ山積してまして、継続的に解決すべきことだと思いますので、そういう位置づけからして、今回、緊急質問として取り上げるべき課題ではないと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）緊急なシェルターはつくった方がいいが、それが機能しない状態のまま放置するということについてはいかがなものかと、そういうふうに思います。多額の国の予算ではあったけれども、多額の金をかけてつくったわけだから、それはそれなりに機能するように、やっぱり避難訓練のときに機能しなかったというのであれば、これ一体何なんだったという、かえって住民から何のためにつくったのかっていう、そういうふうな問いかけになるんじゃないのかなというふうに思います。

だから、やっぱりつくったものはつくったもので、何のためにつくった、目的は訓練の避難のためということですから、今回一人しか対応できないということに対して、改善策をやっぱりしていくという方向で持っていくべきではないかなという、そういうふうには思いますね。

○委員（川添公貴）だから、先ほど言ったよう

に、避難計画に沿って訓練をするんで、どうやったらいいのかっていう質問であれば、発言を制するもんじゃないんですよ、もう間に合わないということなんで。

おっしゃるとおり、シェルターのこれはあるもんは使う訓練があるのかっていうのであれば理解するんですけど、介護保険法が変わって、夜間勤務は一人でいいようになってるんです、グループホームは一人で。ですから、一人しかいないのってという言い方は、ちょっとグループホーム側とすりゃ、二人雇えば即お金が要るわけなんで、介護保険料の点数も下がってきてるわけですよ、下がってきてる。その中でいかに経営をやるかっていうことで、こういうのは法律上認められてるんですよ。

だから、そこ辺が、谷津委員がおっしゃるように、緊急性がないと思うんですよ、そこを捉えると。ちゅうのは、ずっとこれからやっていかなきゃいけないことなんで。でも、佃委員がおっしゃるように、あるものをどう使うのかっていう質問であれば、訓練にどう生かすのかっていうのであれば、それは充実した訓練にしなさいっていう質問でしょうから、理解はしますけど、悩ましいところです。文言が。だから、うまいこと文言を直していただけるか。でも、このままでいくと、介護保険法とか法律からいくと、さっき谷津委員がおっしゃったように、ずっとやっていくべきもんであって、今、緊急にあえてやることは必要ないだろうというふうには思いますけどね。

○委員（谷津由尚）佃委員がおっしゃったように、シェルターは確かに活用しなきゃならないですし、そこに安全に避難するというのは大変重要なことです。これは避難訓練でそこまでやらないかんのは事実なんです。先日も三つの施設を見学されたときのように、そこまでどうやって移動するか、どうやってその方法と体制とタイミングと、本当に課題が山積してまして、とてもじゃないですが、この12月の、あと3カ月の間にその辺が確立できるとは思わないんですよ。

ですから、総論的にはこりゃ緊急性はあります。あるんですが、そういう意味からいうと、今回、緊急質問として扱うにしては、そういう意味ではふさわしくないと。扱うべきじゃないと。継続的に改善すべき項目の中に入ってるというふうに思ってますので、つけ加えさせていただきます。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）国のワーキングチームが出しているPAZ内の避難訓練、これについては、職員がちゃんと介護するというふうになってるわけですね。そういうふうな5キロ圏内の要援護者が何人いる、その何人に対して職員が支援者として対応するというので、安倍総理はよくできてるといったような表現をしているわけだけども、ともかく、その職員というのが、介護職員を含めて、市の職員まで入ってるような感覚なんですね。こりゃどういうふうに理解したらいいのか、わからん面もあるんですね。非常にまとまった内閣府の避難計画ではあるけれども、どうかまだすっきりしないかなっていうところがあります。

特に曖昧になってるところがシェルターの部分ですね。誰がちゅうことがはっきりされてないんですね。それで、その辺のところを曖昧にしてるなっていうのは、国が出された計画を見られればわかると思いますが、そういう表現になってますので、そこ辺のところの充実はやっぱりきちっとせにやいかんのかなと。国は、計画はつくりましたよ。しかし、実働は地方自治体がせにやいかん。あらゆる計画に基づく実働部隊としては、地方自治体がまかなわにやいかん。それをその実働部隊が動くことに対して困難なもの、または膨大なもの、または国がしなきゃならないと当然わかってるものについては、それぞれの国、県が支援はするけれども、ほとんどの場合は自治体がその実働部隊として働かにやいかん。そういう構図になっていますから。

だから、自治体として、そういう実働部隊としてやれる、そういうものの担保はきちっと今のうちにしとくべきではないのかな、私自身の感覚はそういう感覚なんです。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。意見が割れておりますので、起立採決にしてもよろしいでしょうか。

○委員（小田原勇次郎）先ほど川添委員がおっしゃった、いわゆるシェルターを機能的に生かす訓練のあり方という部分について、質問をある程度調整するという部分での御本人の意思確認は必要はないですか。例えば、こういう質問の形態で行くのか、それとも今度の避難訓練にそのシェルターを機能的に生かす、そういう避難計画の必要性を訴えるという部分に、もし変更が可能であれ

ば取り入れていただいてもいいのかなというふうには感じるところです。

○委員長（大田黒 博）変更を含めて、また再度議運を開かなきゃならない場合が出てくるかなと思います。事務局、どうでしょうか。

○議事調査課長（道場益男）緊急質問の通告の変更という取り扱いの確認かと思えますけれども、これまで緊急質問事例がそうないものですから、事務局でもこうしておりますという、ちょっと回答はできないものですから、議運の中で御判断をしていただければありがたいというふうに思うところでございます。

ちなみに、もう1回出し直しとなると、先ほど委員長がおっしゃったような形で、再度もう1回出された内容を議運等で確認するという手順も当然出てくるのかなと思いますけれども、そこらを踏まえて御協議をいただければありがたいと思います。

○委員（小田原勇次郎）今、議運を開くという方向性があったんですが、例えば、今まで一般質問に関しても、いわゆる提出した後に文言修正というのは、一般質問の場合はあり得るわけですが、ここの部分の中において、本人の了解を得て、こういうふうな意思に変えればという部分については、この文言については、いわゆる議長の議事整理権の中に委ねるというような方策はとれんものでしょうか。その中身はこういう方向でという部分なら認めますよという意思決定をしておいて、文言整理については議長の議事整理権の中で整理していただくと、そこあたりはどんなものでしょうか。

○委員長（大田黒 博）議長、どうでしょうね。

○議長（上野一誠）緊急質問通告書という形で正式に上げていらっしゃるの、今、小田原委員が言われた件については、議会運営委員会の中でこの文言整理を議長のほうで整理してもらえという一つの判断をいただければ、またそれなりの方法はないわけではない。

ただ、議運の中で判断をいただくとなつてますので、そこはあわせて御協議をいただけたら。

○委員（川添公貴）結論、この緊急質問の通告書ですので、今まで修正ちゅうのは、字句では、そういうところの修正、軽微なところの修正はあったとは思いますが、文書自体を修正をかけるちゅうことはほとんどないですよ。それは人によ

って。私のやつは今までなかった。通告書ちゅうのは、私はこういう考えでこういうことを質問したいということを、ぴしゃっと全てを述べたのが通告書であります。

そうすると、発言をされる方の意思が、ここで修正をかけるということになると、曲げられてしまうと思います。であるならば、もうこのとおり、文面どおり解らせていただいて、やはりこれは恒久的にやるべき問題だろうということで思いますけどね。

だから、勝手に意思を変えるということとはできないと思います。

○委員（谷津由尚） この2番の質問の趣旨は、シェルターまで避難させる経路について、施設から経路について、そのグループホームに入居される方及びその職員の方がどういう動きをして、どういう方法でシェルターまで安全に行くかという、その方法論を説いているわけであって。

したがって、このシェルター中心になると、全く趣旨が変わってしまうだろうと思いますので、今の川添委員の意見もありましたが、そこまで変えるのはふさわしくないだろうと思いますので、この内容、文言を整理するにしても、そこまではちょっとやれないだろうというふうに思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博） ほかに。ありませんね。もう皆さんの意見は、認めないということだと思いますので、それで起立採決をするよりも、もうよろしいでしょうか、認めないという方向で。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） よろしいでしょうか。そういうことで2番は認めない、緊急性は否認されました。

次に、項目3に入りたいと思います。御意見をください。

○委員（谷津由尚） 1番、2番と同様で、これも施設絡みのことであって、入居者の中では家族が来るまで待つてから家族と避難をされるという希望の方がおられるということで、施設のほうとしても、こういう場合はできるだけ施設のほうで一括して避難するようにはしていきたいということもおっしゃっておられたわけですが。

いずれにしても、今まで私が指摘したことと同様で、継続的にこれは解決すべきことであって、今回の緊急質問として取り扱うべきものではない

と思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 項目3におきましても、緊急性はないということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） それでは、項目4に入っていきたいと思います。項目4について御意見をください。

○委員（谷津由尚） これについては、先ほど私は4と6はというふうに言わせていただいたんですが、避難施設等調整システムということは県が確立したということなんですが、これは避難途中の人たちに、住民の方々にどうやってこれを伝達して無理なく誘導するか、案内をするという課題は、確かに明確に見えてると思います。

この点については、施設というファクターは余りにもなくて、一般市民、県民の方がほとんど対象になるということですので、今回の12月末に行われようとしてます避難訓練に対しては、十分にこの意見は反映させるべきことではないかと思っておりますので、緊急性があると認められます。今回の緊急質問として取り扱っていいのではないかと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博） ほかにございませんか。緊急性を認めるということですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） そんなら、4におきましては、緊急性を認めるということで認定をされました。

次に、項目5につきまして御意見をください。

○委員（谷津由尚） 全部言わせていただきます。これも非常に重たいことです。その方法論を含めて、まだまだ課題が山積しております。そういう意味からして、理解はいたしますが、今回の緊急質問としてはふさわしくないだろうと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 項目5におきましては、緊急性はないという御意見ですが、緊急性はない

ということでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、緊急性は認められないということで、よろしくお願ひします。

項目6に入りたいと思います。質疑、意見をお出してください。

○委員（谷津由尚）これについては、今回の12月に実施されようとする避難訓練でもって、前回の大きな課題の一つになってます。ゆえに、今回の緊急質問として取り扱いを行いまして、12月に行われる避難訓練に十分に反映させるべきことだと思いますので、緊急質問として取り扱うべきだと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）緊急質問として取り扱うべきだということでございますが、ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）取り扱うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、項目6は、緊急質問ということで取り扱うことにいたします。

項目7につきまして御質疑願ひします。

○委員（谷津由尚）施設の入居者の中で、特に障害をお持ちの方等々については、当然、一般の避難者との共同生活は困難ということは十分認識をしております。その結果、福島でも自宅にいつの間にか戻ってしまうというケースがあったという情報も得ております。この辺についても、先ほどの1から3、それと5同様で、課題がまだ非常に多いですので、理解はするものの、今回の緊急質問としての取り扱いはするべきではないだろうと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）項目7におきましては、緊急質問は認めないということですが、それよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）そういうことで、7も緊急性はないということで取り扱いをさせていた

だきます。

項目8に入りたいと思います。質疑、御意見をお出してください。ありませんか。

○委員（谷津由尚）要援護者、障害者を含め、体の生命維持、機能的にやっぱり障害を持っておられる方等々おられまして、非常に環境変化に重度の高い、危機的な要因がある方々についてのことですが、これも同様に、まだまだ継続的に解決していくべきことであると考えますので、今回の緊急質問としては取り扱うべきではないんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございせんか。取り扱うべきじゃないということですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）それでは、項目8におきましては、緊急性を認めないということで決定をいたしました。

最後に、項目9でございます。質疑、意見をお出してください。

○委員（谷津由尚）9番については、個人情報保護の壁があって、当時、南相馬市では避難者の、あるいは要援護者の住所がわからない、氏名がわからない、対象者が果たして何人いるのかわからんという大きな問題があったというふう聞いてます。これについては、平成25年に法が改正されまして、その緊急の場合は、その地方自治体によってこの名簿を必要な動きをされる方に開示できるというふうになりましたので、これはもう既にクリアになってると思いますので、今回、質問の意味はないだろうと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございせんね。項目9におきましては、緊急性はないということですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）それでは、整理をしたと思います。井上議員の質問に緊急性を認めていただきましたのが、項目4と6でございましたので、この2点についてを緊急性で認めるということで御確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、佶議員の緊急質問に入ります。

御説明をお願いします。佃議員、説明をお願いします。

○議員（佃 昌樹）その理由に、下のほうの理由に書いてありますが、鹿児島県は川内原発の避難訓練を12月下旬と発表している。福島第一原発事故を教訓とするならば、訓練の規模や、避難状況（交通困難やバスの確保状況、要援護者避難状況等）、さらに受け入れ態勢、受け入れの避難環境や物資の確保等、それから5キロ圏外の安定ヨウ素剤の配布、風向きによる新たな避難地への避難実施、調整シミュレーション、それぞれの状況把握を考えれば、切りがないほどの避難準備が必要になる。市は、避難先とその避難経路を市民に配布した。どういった避難状況になるか。実践は避けて通れない。役所としての通常業務に加えて、少ない人数での避難に関する全てをやるには無理を感じる。しかし、市民の安全を確保する責務は、避難計画者が負うべきであり、その責任を全うしなければならないことから、今回の避難訓練は万全を期す必要がある。

もともと避難訓練そのものについては、完結をいつにするかっていうのが問題になっていましたが、できるだけ早い時期に完結をしていくようにしなければ、いつまでたっても完結しないということになりますので、できるだけ早く避難計画が完結するように、実働部隊の市町村としてはやはり努力をしなければならない。直接市民の命を預かってるわけですから、そういうふうを考えております。

質問内容については、一番下の（3）は削除しました。上の川内原発1号機の再稼働に関連しての問題、ほぼ避難計画だけです。

以上です。

○委員長（大田黒 博）説明がありました。

ここでお諮りします。項目1として、（1）、（2）を挙げてありますが、（1）、（2）全てを合わせて項目1として扱うことで御異議ありませんか。よろしいでしょうか。別々に（1）、（2）と行きますか。全体を含めて項目1で一つの項目として取り扱いで行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、項目1として（1）、（2）を含めた取り扱いについて、御意見をいただきたいと思っております。お願いします。

○委員（川添公貴）この（1）について、本人がいらっしゃいますんで、どういふのかちょっと、どうも見えてこないんですよ、勉強不足なんで。教えてもらえればと。その避難計画とどういふ関連があるのかっていうところまで含めて教えてもらいたいと思っております。

○議員（佃 昌樹）深層の第5層っていうところは、確かに原子力災害対策指針の中で入れなさいというふうになって、それを入れました。入れた計画になっているということで、じゃ実際計画をつくった市町村もしくは県、そういったところが、指示はあったけど、計画者として住民に被害を与えるということは、やっぱり計画がなっとらんじゃったということにつながっていく。

したがって、意図的には主体的責任は、国が指針を出した、実際つくったのは県や市であるという、そういった状況を踏まえると、つくったほうにも責任があるんじゃないのっていうことを暗に問いかけてしているということです。

○委員（川添公貴）この文面を読めば、まあそうだろうと思うんですけど。ですから、再稼働に関連していくと、大きなその緊急質問の要因として、訓練が間近にあるということからだろうと思いますが、責任はどこにあるので終わってしまっは一般質問でいいのかなと。その責任を踏まえて、どう計画に盛り込んだのかっていうのであるんであれば、緊急性のこの指針にマッチすると思うんですよ。

ですから、その発言、何回も言いますけど、妨げるもんじゃないんですが、緊急性という、ここが緊急だよということを鑑みると、責任だけではなくて、その責任をとってどう訓練に生かすのかっていうところまで質問されるのかなと思って聞いたんです。

○議員（佃 昌樹）一応あなた方にも責任はあるでしょうと。であれば、その意識を、意識的な動きをやっぱり市民から求められるよと、そういった状況は薩摩川内市としてあるのかっていうような問い方になってくると思いますね。

○委員長（大田黒 博）ほかにございせんか。

○委員（川添公貴）（2）の②なんですけど、避難行動要支援者名簿っていうのを、確かに避難、そうなったかどうか、ちょっと覚えてないんですけど、要支援者名簿ちゅうのを持ってるんですよ。それと自治会の個人の名簿を持ってるんです。

それを持ってはいるんですよ。うちは独自に避難計画を立ててるんですよ、この原子力災害じゃなくて、全ての災害用の。持っててんですけど、手だてがない、必要ではないのかって言われれば、それは持ってだけで、やってないなど。今ふと思ったんですけど。

○議員（佃 昌樹） 平佐西の地区コミの自治部会というのが。自治部会の、自治会長が集まって、そして我々市議会議員が行って、いろいろ意見交換する。その中で要避難者名簿が各自治会長宛てに配られて、その名簿は配られているけれども、現実に、じゃ手だてができていないかかって言ったら、できていない。それで、自主防災組織はできて、ほとんど。自主防災組織を使ってそういったことができないかちゅうたら、できない、難しいという自治会長の判断があったんだ。それで、じゃもう原子力のこの要支援者の避難計画というのは、もう自治会独自でつくるより方法はないというふうに感じた。だから、こういう表現にしてある。いちき串木野の場合は、1対1でその自治会で話をさせてる自治会もあるんですね、いちき串木野。この自主防災組織の風水害の避難計画じゃなくて、原子力に特化した、そういった1対1での支援者をちゃんと決めておくといったような、それはいちき串木野は薩摩川内より先行してる。

だから、薩摩川内は、名簿は配ったけれども、その名簿を使ってっていうのは、やっぱり個人情報の問題がネックになったり、いろいろあるものだから、うまいこと機能しないということを自治会長さん方がおっしゃるので、ここは市が出て行って、やっぱり早目にやらないと、先はわからんがなということなんです。

○委員（川添公貴） 十分理解しました。であるならば、自治会長もしてますんで、一般質問で詳しくやっていただきたい。ちゅうのは、自主防災組織は持っててんですけど、おっしゃるように、誰が誰を連れて何で逃げるちゅうとこまでは持っててんですけど、じゃそれを原子力災害でリンクしなさいよちゅうことは一切やってないんですよ。まして、平佐みたいに大きなこと違って、うち小さいもんですから、小さいんで簡単につくれるんですけど、通常の100とか200とかちゅう自治会になると無理だろうと思います。そんな中で、今おっしゃる意味合いのある、そういうのを指導、

構築していくとしたならば、やはり緊急質問の短い時間でやるよりは、徹底して一般質問でやられたほうが私はいんじゃないかなと思います。その1番についてあえて触れなかったのは、1番は訓練ですから、どうするのか、こうするのかちゅうのは必要だろうと思うんですよ。でも、これについては、じっくりと時間をとっていただいて、一般質問でやられたほうが私は。ここの、もしかしたら2が消える可能性があるんで。まあまあそういう意味合いからいくと、一般質問でやられたほうがいいんじゃないかなとは、本人がおいでですから、言いますけど。

○議員（佃 昌樹） 私、何を検証するのかちゅうことを言ってるわけで。だから、検証の中でそういうのが抜けてくれば、一般質問にスライドしていくけれども。だけど、発端として、せっかく避難計画があるのに、自治会で要援護者は取り残しながら避難をするという状況をつくったら、こりゃおかしい。

だから、そうでない状況をつくり上げるためには、今の時点からやっぱりいろいろと呼びかけをして、いろいろと指導していく、そういったことは必要ではないのかなと。じゃないと、これやめておけば、今回の5キロ以遠の要援護者、特に在宅の要援護者はうちよかれていきます。

○委員（川添公貴） 私はないと思うんですよ。私んとこ……。

○議員（佃 昌樹） そうはあるから俺は言ってる。そうあるから、それ。どこの自治会長もつけれないと言ってるわけだから、どうしたらいいかわからないって言ってるから、そこはやっぱり市が出て行って、こうすべきじゃないのっていうことで話をしていかないと、中身が難しいから。

○委員（川添公貴） だから、それは大事だと思うんですよ。

したがって、今回の避難計画に対して、そこをどうリンクするのかっていう、流れからいくとそうだろうと思いますよ。そして、今のこれの部分については一般質問でもいいのかなと思います。

だから、今回のおっしゃる知事の避難計画を受けての緊急質問でしょうから、そこでこの配布するというのをどうリンクさせて、どうやるのかっていうのであれば、私は必要だと思うんですけど、自治会長は連れて逃げられないという問題は、先ほどから話題になってるように、恒久的にやっ

ていかなきゃいけないだろうと思うんです。

ちなみに、私のところは、たった自治会加入数18戸なんです。自治会未加入者が3世帯あるんです。21世帯なんです。それで、誰がどこに寝てるちゅうのは、だから、全部わかってるんです。そこまでわかるんです、21ですから。普通の平佐の第1班第1係ぐらいの、これぐらいしかないんですよ。私も平佐にもおったですけど、一つの自治会で百戸あるんで、全然これは違うんですけど。そこを踏まえると、そのの、最初言ったように、リンクの部分と恒久的にやる部分と分けていかれたら、私なんか逆にも逆に自治会としても助かると思うんです。

○議員(佃 昌樹) そりゃ今回こういうふうに一応具体的な避難の実践については、手だてが必要じゃないのか、ここまではやりますよ。だけど、一問一答を希望するから、次のときに、じゃ何を言うかちゅうたら、今言ったような、やっぱり避難計画に対してきちっとした対応ができなければ、ちょっといつまでっていうことは言えないにしても、何らかのアクションを起こしていく時期には来てるんじゃないのかねって、そういうことになると思いますね。それがリンクでしょう、恐らく。

○委員長(大田黒 博) ほかにございませんか。緊急性を認めるということでもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大田黒 博) よろしいですね。それでは、全体を通して、項目1におきましては、緊急性ありということで確認したいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大田黒 博) 御異議ありませんので、そのように決定しました。

ただいま3名の議員の質問に関する緊急性が認められましたので、緊急質問の具体的な取り扱いについて協議に入ります。

事務局の説明を求めます。

○議事調査課長(道場益男) 資料1は2ページ、資料1の裏面になります。

緊急性等が認められた場合の緊急質問の具体的な取り扱いについて整理してございます。御協議いただきたいのは、アからエまでの4項目でございます。

まず、質問時間についてでございます。これまでの緊急質問につきましては、平成23年に1回

だけございました。このときは質問者が4人いらっしゃいました。このときには、お一人10分以内ということで、答弁時間を含まないところでお一人10分以内ということで取り扱いが協議されたところでございました。

それから、質問方法につきましても、前回につきましては、一括質疑・一括答弁方式ということで、質問回数は3回までというような取り扱いがされておりました。

質問者の順番につきましては、通告順でございました。

前回の取り扱いを申しますと、以上の三つのおりでございます。

今回のエにあります議事日程の取扱いについてでございますけれども、これまでも御協議いただいておりますけれども、次の本会議までには比較的時間がございますので、議事日程の取り扱いといたしましては、追加日程ではなくて、議事日程のほうにあらかじめ掲載することで対応したいというふうなことで事務局、考えております。

つきましては、この時期をいつにするかということでもございますが、緊急性に鑑みまして、直近の本会議でございます9月15日の冒頭で掲載することも考えられます。そのような取り扱いでもよろしいかどうか、御協議いただければと思います。

なお、括弧書きに、発言についてでございますけれども、発言については、本会議に諮った上で同意を得られた場合に行うということとなりますので、申し添えておきます。

最後、その他といたしまして、3にございませうとおり、総括質疑の割り振り等も緊急質問の関係で変わってまいります。

したがって、本日の緊急質問の協議結果を踏まえまして、議長のほうで行うということとし、各議員には改めてファックスでその旨お知らせしたいということで考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(大田黒 博) ただいま事務局から説明がありましたが、説明、資料に関する質疑、意見はございませんか。

○委員(佃 昌樹) 前回の平成23年の3月25日の緊急質問ちゅうのは、内容は何かだったんか。

○議事調査課長(道場益男) 3.11の東北地

方の大地震を受けまして、ここに、資料には書いてございました。先ほど説明しませんでしたけれども、原子力発電所の安全対策といったものについて質疑がされたものでございました。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかに、質疑、意見をください。

○委員（川添公貴）緊急質問ですので、通常の発言とは異なって、10分以内ということで一括方式がふさわしいのかなとは思いますが。ちゅうのは、このことについて特に聞きたいというのが緊急質問ですので、関連していろいろ言うのはなじまないのかなと思いますんで、私としては、10分以内、できりゃ5分以内と思ったんですが、前回は10分ですので、10分以内、それと一括方式で運営されることを希望します。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございせんか。

○委員（谷津由尚）質問方法は一括でいいだろうと思います。

時間ですけど、10分以内ということで前回はなったわけですけど、今回、森満議員は10分で申請されてまして、井上さんは9問中7問が消えましたので、5分ぐらいでいいんじゃないかと思えます。（笑声）今は冗談ですけど。

おおむね必要に応じて10分ということですけど、10分というところを制限することはなく、発言される議員の責任と裁量の範疇でやっていたらいいんじゃないかと。今回、先ほど言いましたけど、定例会も流会してなくなったというファクターを参酌すると、そういうことでもいいんじゃないかと思えます。

以上です。

○委員長（大田黒 博）時間を決めておかないと。

○委員（谷津由尚）いや、おおむね10分というめどは確認してるんですね。

○委員長（大田黒 博）ほかの人。

○委員（川添公貴）原則10分、おおむね10分ですよ。したら、佯議員もそうでしょうけど、私もそうですけど、おおむねですから。私のおおむね10分は1時間かもしれない。私はずっと言ってます、仮にですよ。

だから、やはりそれは人それぞれのおおむねとか、大体とかちゅうのは、感覚は違うんで、きち

っと10分と決めたほうが私はいいと思います。1分ぐらいの、30秒ぐらいの延長は、そりゃ議長裁量でしょうから、それはもう構わないでしょうけど、約束事としては10分と。

〔「ちょっと言わせて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）ちょっと待ってください。

○委員（小田原勇次郎）一応、前回がって言うわけじゃないんですが、私も議員各位の、いわゆる発言の平等性を確保する意味では、10分なら10分と決めて、それ以内という決め方のほうが一番平等性は確保できるのではないかというふうに思うところであります。

○委員長（大田黒 博）ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前11時10分休憩

~~~~~

午前11時15分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）質問時間においては、10分ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）一人10分以内とすることで御異議ありませんので、そのように決定しました。

質問方法においては、先ほど出ましたが、一括質疑ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）一括質疑ということで御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、質問者の順番については、御意見ありませんか。

〔「質問は一括3回までですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）はい、そうです。

○委員（川添公貴）通告順で。

○委員長（大田黒 博）よろしいですか。

○委員（川添公貴）はい。

○委員長（大田黒 博）提出順でいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）それでは、質問者の順番については、提出順とすることで御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、議事日程について質疑、意見はありませんか。冒頭ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） それでは、日程につきましては、9月15日の冒頭とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、緊急質問の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前11時15分休憩

~~~~~

午前11時17分開議

~~~~~

△閉 会

○委員長（大田黒 博） 以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 大田 黒 博